

平成 24 年度第 5 回仁淀川町農業委員会会議録

1. 平成 24 年度第 5 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 25 年 1 月 30 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 20 名

(事務局) 4 名

欠席委員 1 名

3. 議案

議案第 12 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (2 件)

議案第 13 号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更 (除外) 申請書審議について (2 件)

議案第 14 号…非農地証明願の審議について (2 件)

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局 (●●事務局長) 平成 24 年度第 5 回農業委員会定例総会の開会宣言

会長 挨拶

本日の出席数は 20 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

本日の署名委員 (●●●●委員 ●●●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 11 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 16 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●●●●番地●●●●●さん、●●歳、●●
譲受人は、仁淀川町●●●●●番地●●●●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 272 m²
●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 168 m²
●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 334 m²
以上 3 筆合計 774 m²

譲渡理由は、売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●●委員〕

1 月 17 日に、事務局、譲受人の●●●●●さんの立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●●さんは、農作業に従事し、150 日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

〔議長：●●●●●〕

受付第 17 号については、申請人である譲渡人の死亡が確認され親族より申請の取り下げがあったので、欠番となっています。

○受付第 18 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●
譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 87 m²
●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 225 m²
以上 2 筆合計 312 m²

譲渡理由は贈与となっております。

〔地区担当農業委員の代理 ●●●●●委員〕

担当地区の●●委員が入院中でございますので替わって私が現地確認をしてきましたのでご報告申し上げます。

1 月 24 日に、事務局●●さん、譲渡人の●●●●●さん、譲受人の●●●●●さんの立会のもと

現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農作業に従事し、150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第13号

(農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について)

○受付第4号

[事務局 ●●説明]

申請人は、高知市●●●●●の●●●●●さん

土地の所在は、●●●●●番

地目は、畑で現況は雑種地です。

変更後の用途は、自動車・携帯電話無線基地局

変更理由は、●●地区及び周辺地域に移動通信サービスの拡大を行うために、地上高30mの鋼管柱を建設し、無線装置及び電源設備を収容した中継函等を設置するためとなっております。

現地状況は次のページの写真のとおりです。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

現地につきましては、1月24日に事務局と確認しました。この地域は電波の状態も悪く周辺住民からの要望があります。他に適地はなく、周辺の農地への影響もないと認められるので、この除外は問題ないと判断します。

この件については、全員異議なく承認とする。

○受付第5号

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん

土地の所在は、●●●●●番

地目は、畑で現況は雑種地です。

変更後の用途は、自動車・携帯電話無線基地局

変更理由は、●●地区不感地、地帯の解消のため、地上高 40mの鋼管柱を建設し、無線装置及び電源設備を収容した中継函等を設置するためとなっております。

現地の状況は2ページ捲った写真のとおりです。

〔地区担当農業委員の代理 ●●●●委員〕

現地につきましては、1月24日に事務局、申請人の●●●●さん立会のもと確認しました。この地域は電波が弱い地域であり、地域の強い要望もあります。当地域には他に適当な場所もなく、周辺農地への影響もないものと考えられますので、除外は問題ないと判断します。

この件については、全員異議なく承認とする。

議案第14号

（非農地証明願の審議について）

○受付第8号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん

土地の所在は、●●●●●番

台帳地目は畑ですが、現況は宅地となっています。

面積は297㎡

昭和30年に親の世代に住宅を建築し現在に至っています。

現地の状況は次のページのとおりです。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

1月15日に現地の確認に、事務局●●さんに行ってきました。現地は古い家が建っていました。今後も同じ敷地内に子供が家を建てる予定があり、農地への復旧は困難であると思われます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第9号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、吾川郡いの町●●●●●番地の●●●●●さん

土地の所在は、●●●●●番

台帳は畑ですが現況は雑種地となっています。

面積は803㎡

昭和53年から労働力不足により耕作が困難となり植林をし現在に至っています。

写真は2枚捲ったとおりです。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

事務局、申請人の●●●●●さん立会のもと現地確認を実施しました。現地は写真のとおり植

林として管理されており、農地への復旧は困難と認めます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

その他

○農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審議

事務局より、確認の内容、記入要領の説明があり、各農業委員が担当地区の名簿を審査し、意見を記入する。

○定例総会の開催場所等について

会長より、総会の開催場所を旧町村で年数回実施してはどうかと提案があり、賛成多数で承認される。具体的な開催場所等は事務局一任となる。

〔会 長〕 以上で平成２４年度第５回農業委員会を閉会する。

閉会 午前１０時１０分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員